

厚生労働大臣
田村 憲久 殿

一般社団法人 日本精神科看護協会
会 長 吉 川 隆 博



新型コロナウイルス感染拡大に係るワクチンの 訪問看護ステーションの医療従事者への早期接種に関する要望書

緊急事態宣言が発出されても新型コロナウイルスの感染拡大が止まらず、不安が強まる状況が続いております。

私ども一般社団法人日本精神科看護協会は、全国の精神科医療機関および教育機関（主に精神看護領域）で働く看護師・教員等約4万人で構成されている団体です。

現在の感染拡大状況下でも、訪問看護師は地域で生活する精神疾患を持つ利用者の療養を支え続けています。特に精神疾患を抱える利用者は、自身の不調を言語化することが苦手な方も多く、また、新型コロナウイルスへ感染する不安から精神症状を悪化させてしまう可能性も十分に考えられます。そのような利用者を地域で支え続けるために、利用者本人やその家族に感染が疑われる状況であっても、訪問看護師は休みなく看護を提供し続けています。この訪問看護の状況は、病院や診療所の看護師と何ら変わることはありません。訪問を行っている看護師も、自身が感染しないこと、利用者に感染させないことに細心の注意を払い続けています。しかし、現状では、早期に接種する医療従事者等の範囲に訪問看護ステーションの訪問看護師等が記載されていません。

訪問看護ステーションは小規模事業所が多く、感染者が発生すると休業せざるをえません。在宅医療、地域医療を担う訪問看護従事者が感染を予防することは、地域の医療崩壊を防ぐための最重要事項の1つです。

訪問看護ステーションの訪問看護師等を早期接種の対象である医療従事者の一員として明記し、自治体等に周知していただきますよう要望いたします。

記

1. ワクチン接種の早期接種医療従事者の範囲に訪問看護ステーションの訪問看護師等を明記すること
2. 上記を自治体等の関係者に周知すること

以上

厚生労働省 健康局
局長 正林 督章 様

一般社団法人 日本精神科看護協会
会長 吉川 隆博



新型コロナウイルス感染拡大に係るワクチンの 訪問看護ステーションの医療従事者への早期接種に関する要望書

緊急事態宣言が発出されても新型コロナウイルスの感染拡大が止まらず、不安が強まる状況が続いております。

私ども一般社団法人日本精神科看護協会は、全国の精神科医療機関および教育機関（主に精神看護領域）で働く看護師・教員等約4万人で構成されている団体です。

現在の感染拡大状況下でも、訪問看護師は地域で生活する精神疾患を持つ利用者の療養を支え続けています。特に精神疾患を抱える利用者は、自身の不調を言語化することが苦手な方も多く、また、新型コロナウイルスへ感染する不安から精神症状を悪化させてしまう可能性も十分に考えられます。そのような利用者を地域で支え続けるために、利用者本人やその家族に感染が疑われる状況であっても、訪問看護師は休みなく看護を提供し続けています。この訪問看護の状況は、病院や診療所の看護師と何ら変わることはありません。訪問を行っている看護師も、自身が感染しないこと、利用者に感染させないことに細心の注意を払い続けています。しかし、現状では、早期に接種する医療従事者等の範囲に訪問看護ステーションの訪問看護師等が記載されていません。

訪問看護ステーションは小規模事業所が多く、感染者が発生すると休業せざるをえません。在宅医療、地域医療を担う訪問看護従事者が感染を予防することは、地域の医療崩壊を防ぐための最重要事項の1つです。

訪問看護ステーションの訪問看護師等を早期接種の対象である医療従事者の一員として明記し、自治体等に周知していただきますよう要望いたします。

記

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">3. ワクチン接種の早期接種医療従事者の範囲に訪問看護ステーションの訪問看護師等を明記すること4. 上記を自治体等の関係者に周知すること |
|---|

以上

厚生労働省 健康局
健康課長 鷲見 学 様

一般社団法人 日本精神科看護協会
会 長 吉川 隆博



新型コロナウイルス感染拡大に係るワクチンの 訪問看護ステーションの医療従事者への早期接種に関する要望書

緊急事態宣言が発出されても新型コロナウイルスの感染拡大が止まらず、不安が強まる状況が続いております。

私ども一般社団法人日本精神科看護協会は、全国の精神科医療機関および教育機関（主に精神看護領域）で働く看護師・教員等約4万人で構成されている団体です。

現在の感染拡大状況下でも、訪問看護師は地域で生活する精神疾患を持つ利用者の療養を支え続けています。特に精神疾患を抱える利用者は、自身の不調を言語化することが苦手な方も多く、また、新型コロナウイルスへ感染する不安から精神症状を悪化させてしまう可能性も十分に考えられます。そのような利用者を地域で支え続けるために、利用者本人やその家族に感染が疑われる状況であっても、訪問看護師は休みなく看護を提供し続けています。この訪問看護の状況は、病院や診療所の看護師と何ら変わることはありません。訪問を行っている看護師も、自身が感染しないこと、利用者に感染させないことに細心の注意を払い続けています。しかし、現状では、早期に接種する医療従事者等の範囲に訪問看護ステーションの訪問看護師等が記載されていません。

訪問看護ステーションは小規模事業所が多く、感染者が発生すると休業せざるをえません。在宅医療、地域医療を担う訪問看護従事者が感染を予防することは、地域の医療崩壊を防ぐための最重要事項の1つです。

訪問看護ステーションの訪問看護師等を早期接種の対象である医療従事者の一員として明記し、自治体等に周知していただきますよう要望いたします。

記

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">5. ワクチン接種の早期接種医療従事者の範囲に訪問看護ステーションの訪問看護師等を明記すること6. 上記を自治体等の関係者に周知すること |
|---|

以上